



2024年8月22日

各位

会社名 GFA株式会社
代表者名 代表取締役社長 片田 朋希
(コード: 8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2024年3月14日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて開示しております訴訟に関して、下記のとおり判決言渡の確定を確認しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および判決言渡の確定日

京都地方裁判所第1民事部

2024年7月25日(判決書等を受け取った日: 2024年8月21日)

2. 訴訟の提起から判決に至った経緯

当社は株式会社 Beform に対して、2022年9月13日に営業貸付金として融資を実施しておりましたが、返済期日を過ぎても支払いがなされず、内容証明を送付するなど支払催促も行いましたが、それ以降も支払いはなく、当社は2023年12月6日付で本件の連帯保証人で株式会社 Beform の代表取締役でもある杉山玲央氏を債務者として支払督促の申立てを行いましたところ、杉山玲央氏から2024年2月13日付で督促異議申立てがありました。

そのため本件は、民事訴訟法395条の規定により支払督促の申立日に遡って、京都地方裁判所に杉山玲央氏に対する貸金返還請求として、15,000,000円及びこれに対する遅延損害金の返還を求める訴えの提起をしております。

3. 判決の内容

- 被告は、原告に対し金15,258,904円及びこれに対する令和4年11月15日から支払済まで年20%の割合による金員を支払え。
- 訴訟費用は、被告らの負担とする。

4. 今後の見通し

当該貸付金につきましては、2023年12月1日付の「営業損失の計上に関するお知らせ」で開示のとおり、本債権は貸倒引当金繰入額で営業損失として計上しており、現時点では本判決が当社の業績に与える影響はありません。

なお、状況の変化等により適時開示が必要となる場合は速やかにお知らせいたします。

以上